

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの保育園、認定こども園、児童館等を利用する子どもの利用料が**無償化**されます。
※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象となります。

施設を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 施設を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの利用料が無償化されます。
 - 利用料には通園送迎費、給食費（ごはん・おかず・おやつ代）、行事費などは含まれません。保護者の負担になります。
ただし、次の子どもは、おかず・おやつ代が免除されます。
 - ・年収360万円未満相当世帯の子ども
 - ・認定こども園(教育)・幼稚園利用で小学校3年生から数えて第3子以降の子ども
 - ・保育園・認定こども園(保育)利用で就学前児童から数えて第3子以降の子ども
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。
(注1) 利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくことになります。
(注2) 保育園、認定こども園、児童館等と、当サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。
- さらに、町独自の助成制度があり、第1子を満18歳までに引き伸ばして第3子以降の利用料及び給食費を全額還付することができます。

無償化の対象範囲について

- 無償化の対象範囲は年齢のほか、多子世帯や世帯の収入によって変動します。保護者負担については、以下の表をご覧ください。

多子区分	年 齢	年収・課税		時期	利用料	おかず・おやつ代	ごはん代
第一子	3～5歳児	年収360万円以上		9月まで	○	○	園負担
				10月から	-	○	○
		年収360万円未満		9月まで	○	○	園負担
				10月から	-	-	○
	0～2歳児	年収360万円以上		9月まで	○	○	○
				10月から	○	○	○
		住民税非課税世帯		9月まで	○	○	○
				10月から	-	-	-
第二子	3～5歳児	年収360万円以上		9月まで	○(半額)	○	園負担
				10月から	-	○	○
		年収360万円未満		9月まで	○(半額)	○	園負担
				10月から	-	-	○
	0～2歳児	住民税 課税世帯	年収360万円以上	9月まで	○(半額)	○(半額)	○(半額)
				10月から	○(半額)	○(半額)	○(半額)
			年収360万円未満	9月まで	○(半額)	○(半額)	○(半額)
				10月から	○(半額)	○(半額)	○(半額)
		住民税非課税世帯		9月まで	○(半額)	○(半額)	○(半額)
				10月から	-	-	-
第三子以降	3～5歳児			9月まで	-	-	園負担
				10月から	-	-	○
	0～2歳児			9月まで	-	-	-
				10月から	-	-	-

※1 「○」は保護者負担、「-」は無償を表します。

※2 1号認定の場合、多子軽減のカウントは最大小学三年生からになります。

※3 第二子、第三子以降の多子判定は、同時入所に限ります(園は異なっても構いません)。

ただし、年収360万円未満の世帯の場合、第一子の年齢は問いません。

幼児教育・保育の無償化の詳細は
厚生労働省ホームページをご覧ください ⇒



問い合わせ先：高島町福祉こども課子育て支援係
TEL：0238-52-3031